

外国人来訪者や障害者等が利用する 施設における災害情報の伝達及び 避難誘導に関するガイドライン

平成30年3月29日、消防庁は、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、平成28年10月から「外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方等に関する検討部会」により検討されてきた内容を踏まえて策定されました。

本ガイドラインの趣旨は、東京オリンピック・パラリンピックに多数の外国人来訪者や障害者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されることから、「防火対象物の関係者が、当該防火対象物における災害情報の伝達及び避難誘導についての多言語化や文字等による視覚化、障害など利用者の様々な特性に応じた対応などを行うことにより、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定める」ことです。

多数の外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設が対象になっており、具体的には、①劇場、映画館、演芸場又は観覧場で競技場の用途に供されるもの、②旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの、③車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）で、駅舎又は空港の用途に供

されるもの等となっています。

対象となる災害は、火災と地震が想定されています。対象施設は、災害情報及び避難誘導に関する情報の多言語化、文字、絵や映像、地図などを組合せることによる情報の視覚化、スマートフォンアプリの活用などの取組をすることが望ましいとされています。

また、自衛消防体制の整備についても触れており、災害情報の伝達や避難誘導についての教育及び訓練の内容も組み込んでいます。

障害者への対応については、同時に公表された『「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導のあり方等に関するガイドライン」の手引き』に書かれており、視覚障害者の誘導方法、聴覚障害者に対する筆談の方法、車イスの押し方、知的障害者、発達障害者、精神障害者、失語症者への対応など、詳細な説明があります。

また、同時に、「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」、も公表されており、文字表示の具体例が挙げられていて参考になります。

詳しいことは、消防庁のウェブサイトをご覧ください。（寺島）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/index.html

視覚障害者のための周囲認識アプリ

私たちの身の回りにある情報の8割以上は、視覚から得られると言われていています。このため、視覚障害は、別名情報障害とも言われています。

Googleが発表したアプリLookOutは、スマートフォンのカメラ機能を使って、周囲の情報を音声化して利用者に伝えることができるアプリです。このためにスマートフォンのカメラ部分が外を向くようにポケット入れたり、ストラップで吊したりする必要があります。

アプリを起動すると、4つのモードから利用するシーンを選びます。例えば”家”を選ぶとソファが何時の方向にあるのか音声で伝えてくれます。”仕事と遊び”を選ぶと階段やエレベーターの場所を音声で伝えてくれます。また文字があればその情報も読み上げてくれるモードもあります。

今年中に米国で入手可能になるようです。日本での利用について期待しましょう。

発表内容詳細は、下記を参照ください。
<http://www.blog.google/topics/accessibility/lookout-app-help-blind-and-visually-impaired-people-learn-about-their-surroundings/> (西澤)

海外情報

[米国]航空アクセス法のサービス・アニマルに関する規定に対するパブリックコメントを募集

米国運輸省 (U.S. Department of Transportation (DOT))は、2018年5月16日、航空アクセス法 (Air Carrier Access Act(ACAA))のサービス・アニマル (service animal)に関する規定の改正に対するパブリックコメントを求めています。

サービス・アニマルは、障害者を支援する動

物で、わが国では、補助犬として、盲導犬、聴導犬、介助犬が法律で認められていますが、米国では、より広く認められていて、ヘビ、爬虫類、齧歯類、クモなどを除き、航空会社は、航空アクセス法に基づき、原則的に乗客がサービス・アニマルと搭乗することを拒否できないことになっています。

しかし、サービス・アニマルに関する航空会社への苦情が2016年には2,443件、2017年には2,499件寄せられ、その60%は、情緒的に支持する動物 (emotional support animals: ESA)と精神医学的なサービス動物 (psychiatric service animals: PSA)に関するもので、これらの動物を受け入れられなかったという乗客からの苦情です。たとえば、クジャク、カモ、七面鳥、ブタ、イグアナなどいろいろな動物と搭乗しようとして拒否されたというものです。

航空会社はこのような動物に対応することに懸念を表明しており、他の乗客が噛まれたり、動物が大小便をするとか、ペットの航空運賃を支払わないですませるために活用している乗客がいるのではないか、などの問題を取り上げています。

このようなことから、DOTは新しいルールを提案しており、それについてのパブリックコメントを求めています。有効期間は公表から45日間です。

米国運輸省のサイトは下のとおりです。パブリックコメントを求める文書には航空アクセス法の解説もされていますので必見です。(寺島)

<https://www.regulations.gov/document?D=DOT-OST-2018-0068-0001>

[英国]鉄道スタッフ向けトレーニングガイド

2018年5月18日、ゴヴィア・テムズリンク・レールウェイ (Govia Thameslink Railway: GTR)という旅客列車運行会社からスタッフ向け

のトレーニングガイドが発行されました。

ご存知のように、英国は、1994年の国鉄民営化により、列車運行とインフラ管理は、完全に別会社が担当する上下分離方式となっています。列車運行に関しては、旅客列車も貨物輸送会社もそれぞれ複数の列車運行会社により運行されています。GTRは、イングランドでフランチャイズ方式により、テムズリンク（Thameslink）、グレートノーザン（Great Northern）、サザン（Southern）、ゲトウィック・エクスプレス（Gatwick Express）を運営しています。

GTRから発行されたスタッフ向けのトレーニングガイドは、「ピットストップ 定時運行のための重要原則（PitStop -Key principles for managing station dwell times）」というタイトルで、定時運行をするための留意点、方法、優先順位などについて具体的に示しています。

例えば、自動でアナウンスされる内容を繰り返し口頭では行わない、10分未満の遅延については謝らない、遅れて走ってくる乗客を乗車させるためにドアを開けて待たないなどが書かれています。

ところが、このガイドに対して、障害者からの要望に反するとして批判が出ています。例えば、重要原則に、安全（Safety）、スピード（Speed）、効率性（Efficiency）、プロフェッショナルリズム（Professionalism）が挙げられているが、アクセシビリティが挙げられていない。介助者が必要にもかかわらず到着駅に介助者がいない場合には、介助者がいる近くの駅まで行きタクシーを使うことを勧めるというこの方式は、乗車について事前予約を求めるもので、駅に十分なスタッフを置くというこれまでの要望に反する等が指摘されています。

批判のサイトは、下のとおりです。

<https://abcommuters.wordpress.com/2018/05/18/exclusive-full-copy-of-gtrs-staff-training-document-which-discriminates-against-disabled-passengers/>

また、トレーニングガイドは、下のサイトにあります。（寺島）

<https://abcommuters.files.wordpress.com/2018/05/pit-stop-gtr.pdf>

[インド]世界初目の動きで伝える言葉

アシャ・エーク・ホープ財団（Asha Ek Hope Foundation）とニューロ・ジェン病院（NouroGen Brain and Spain Institute）は、世界初の目の動きで伝える言葉（eye language）を開発しました。手の動きで伝える言葉が手話であるとするれば、目の動きで伝える言葉なので、日本語で言えば、さしずめ「目話（めわ）」でしょうか。以下、目話として解説させていただきます。

目話は、両目を閉じる、両目をまばたきする、左を見る、右を見る、上を見る、下を見る、ウインクする、目玉を回すという8つのアルファベットで構成されています。その組み合わせで、日常生活上の意思表示ができるというものです。

例えば、「お医者さんを読んでください」は一度目を閉じてから右を見ます。「すみません。」は、一度上を見てから一度ウインクします。

アシャ・エーク・ホープ財団は、ALS患者を支援する非営利の組織で、この目話はALSなどの運動ニューロン疾患や頸髄損傷などの人々が高価なコミュニケーション機器を使わなくても簡便に意思表示をすることに役立つとしています。人工呼吸器を使用している場合、また、ICUに入っている場合でも使用できるとのことです。

ニューロ・ジェン病院では、目話の講習会もしているそうです。

目話のサイトの URL は次のとおりです。ビデオもあります。

<https://www.blinktospeak.com/blink-to-speak-book>

また、目話のガイドブック「まばたきで話す（BLINK TO SPEAK）」は下のサイトからダウンロードできます。（寺島）

https://docs.wixstatic.com/ugd/2a7b5e_2209

07a1c7054f40999004da66669b41.pdf
ent/apcd-supports-friendly-taxi-all-project-
department-empowerment-persons-disabilitie
s-dep-bang

[フィリピン]民間部門の労災障害年金 と公共部門の介護手当を増額する大 統領令

2018年5月18日、フィリピン政府は、大統領令54号を公表し、労災保障制度 (Employees' Compensation Program (ECP)) における民間部門を対象とする障害年金 (Permanent Disability Pension) や障害年金受給者に給付される介護者手当 (Carer's Allowance) を2017年1月付で増額すると発表しました。

この措置は、2017年1月付で一般の所得手当が増額されましたが、一般の手当が増額されたときは労災制度の手当も自動的に同時に増額されるという通達があり、また、労災制度の年金は、一般の年金に対して15%から20%の差を維持するという大統領令があるために、それらの規定に基づき実施されたものです。

具体的には、民間部門のすべての労災補償障害年金受給者と遺族受給者は、年金月額を1,150ペソ増額される、公共部門および民間部門の労災補償重度障害年金受給者に給付される介護者手当を月額575ペソから1,000ペソに増額するなどが行われます。

これ以外にも、労災補償医療手当の還付額の増額や障害一時金の増額などが行われます。

大統領令第54号は、下のフィリピン政府サイトをご覧ください。

<http://www.officialgazette.gov.ph/2018/05/08/executive-order-no-54-s-2018/>

なお、大統領令第54号を訳してみました。手続きに少し時間がかかりますが、リハビリテーション協会会員ページと障害保健福祉研究

情報システム (DINF) に up する予定です。(寺島)

新着図書

『児童自立支援施設の歴史と実践 子育て・子育てを志向する共生理念』武千晴人著、勁草書房

『被災体験の聞きとりから考える 東日本大震災後の日常生活と公的支援』土屋葉・岩永理恵・井口高志・田宮遊子著、生活書院

『福祉は「性」とどう向き合うか 障害者・高齢者の恋愛・結婚』結城康博・米村美奈・武子愛・後藤宰人著、ミネルヴァ書房

『私アルビノについて調べ考えて書いた本 当事者から始める社会学』矢吹康夫著、生活書院

『障害者運動のバトンをつなぐ いま、あらためて地域で生きていくために』尾上浩二・熊谷晋一郎・大野更紗・小泉浩子・矢吹文敏・渡邊琢著、生活書院

編集後記

障害保健福祉研究情報システム (DINF: Disability INformation Resources) には、国内外の障害者の保健・福祉に関連する情報を広く収集しています。

特に、DAISY、障害者権利条約、アジア太平洋障害者の十年、障害関連統計、障害者差別禁止法、アクセシビリティなどの情報が充実しています。

また、ブログやメルマガも行っています。このニュースは、それらの情報を中心に紹介しています。

D I N F の ウ ェ ブ サ イ ト (<http://www.dinf.ne.jp/>) に一度アクセスしてみてください。(寺島)